

第4回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（越野委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。

第8号議案「芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、6月議会に提出される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外は退席願います。

〈非公開会議〉

それでは、審議に入ります。日程第1、第8号議案「芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 1 ページ目に記載されている第8号議案の提出書と2 ページ目に記載されている第〇〇号議案は、提出日が5月24日と6月21日となっておりますが、どのような関係ですか。

管理課長) 2ページ目の議案は、市議会に市長名で提出するものです。1ページ目と全く同じ文言となっておりますので、割愛してもよかったです。参考として市長名での議案のかがみを添付させていただきました。

教育長) 今回の教育委員会でこの議案が可決した場合、市長は市議会に議案の上程権があるため、この市長名の議案を市議会に上程します。その前段階として、今回この教育委員会でお諮りしております。

管理課長) つまり、6月議会に議案を提出する際には、2ページ目以降の議案を市長提出議案という形で、同じ内容のものを上げさせていただくイメージをお持ちいただければと思います。

木村委員) 子ども・子育て支援法の改正に伴う文言は未確定の段階です。しかし、伊勢幼稚園の廃園については、早急に決定し、10月に入園する保護者の方々に速やかに説明する必要がありますので、この2つを切り離して改正するべきだと思います。

そして、文言の整理は、急がなくてもいいですので、国の法律が確定次第、改正を行えばいいと思います。現段階で未確定のまま、一応承認してしまった場合、後日この法律の改正内容が確定し、今回提出されている議案の文言と違っていた場合は、再度提出することになってしまいます。ですので、1と2と3は切り離したほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

管理課長) 委員ご指摘のとおりです。結局、1つの条例をその議会で審議いただく際には、1つの議案として提出する形になります。委員ご指摘のように、急いで変えないといけないものかどうかについては、確かに今どうするかというところはあります。こ

ども・健康部等も含めて、この改正を今回行うのかどうかについて、現在検討しているところです。一旦、改正予定の内容全部を提出させていただいているのですが、文言の修正を除く形で、幼稚園を廃園する議案だけ上げさせていただき、ご審議いただく方向になると考えております。

木村委員) 今ここで決議をするのであれば、仮定条件のもとで、そうなった場合はこれを承認しますという条件付きの承認にするのですか。

管理部長) おそらくそのような表現になります。なぜ慌てているのかといいますと、こども・健康部の考えは教育委員会と同じで、この10月に新浜保育所の園児を募集する際に、10月から保育料は無料になりますが、給食費は無料にならないため、給食費のみ支払っていただくことになります。このようなことを10月に行われる募集の段階で表現したいということもあり、保育料改正の条例も6月に改正しておきたいということです。芦屋市ではこれまで、市の保育料には給食費も含まれておりましたが、給食費は無料にならないため保育料から給食費を除いて徴収することになります。

考え方は同じですが、もし10月から無償化になり条例が改正された場合、9月の広報誌などで給食費を徴収することになりますという文言を入れるだけでいいと思います。給食費を支払っていただくということをできるだけ早く確定させ、周知したいという思いがあるみたいですが、未確定の部分があるので、9月頃に出される国の資料が整ってからのほうが、議会や教育委員会に対しても迷惑がかからないということだと思います。

教 育 長) 変更等があった場合は、6月7日に行われる教育委員会の際に、報告していただくことはできるのでしょうか。

管 理 部 長) まず庁議報告を行うのですが、その前に教育委員会で議決をしていただく必要があります。教育委員会での議決後に庁議に提出したいという思いがありましたので、今回の臨時会でお諮りしていただくのが最終でした。

管 理 課 長) 庁議後にはなってしまうのですが、ご報告という形をとらせていただくことは可能です。

教 育 長) では、今日はどのような形でおさめさせていただくのがよろしいでしょうか。

小 石 委 員) 仮定での承認とするのはどうでしょうか。

木 村 委 員) そうですね。条件付きの承認という形にするのはどうでしょうか。国のほうで決まった場合には、それを承認する形にしておければいいと思います。

教 育 長) 今回の改正どおり国が決定するならば、承認とするのはどうでしょうか。そして、6月7日の教育委員会で報告をしていただきましょう。文言が変わるなど、内容に変更があった場合は改めて議案として審議していただくのはいかがでしょうか。

管 理 部 長) 「教育・保育給付認定保護者」という文言の改正内容の変更はございません。

教 育 長) わかりました。

管 理 部 長) 改正を行いたいのはこれだけではなく、別の保育料条例も変更したいということです。今回は給食費だけ別に徴収するなどの内容の変更がありましたが、本当は一緒に保育料条例も6月議会に提出したいと思っております。しかし、現在は保育

料条例が未確定のため、保育料条例を9月議会に提出する場合、今回の条例も改正を行うことは確実ですので、文言改正を外すということです。

教 育 長) 教育委員会にとっては何も影響はないのですね。

管 理 部 長) そうです。この改正自体は6月も9月もこの改正になることは間違いありません。

越 野 委 員) 今、承認していて問題はないのですね。

管 理 部 長) 問題はありません。しかし、保育料条例の改正が、これ以外にもいろいろあり、現段階ではまだ未確定ということです。

教 育 長) では、教育委員会に係る部分に対して影響がないということ、事務局として委員の皆さんに申し上げることができるならば、今、審議してもらうことができます。

管 理 部 長) こども・健康部との兼ね合いもあり、今回の条例を9月議会に回す可能性もあります。

教 育 長) 教育委員会部分に関しては、名前はこのとおりですが、この条例に付随するこども・健康部があげる予定の保育料等の条例を上げていくので、付随的に上げられないということですね。

管 理 部 長) この条例だけを単体で上げるのは、違和感があるということです。

教 育 長) このようなことを了解していただき、伊勢幼稚園の廃園を確実に議案として提出します。付随する部分としては、条件的なことをつけて審議していただきましょう。それでは、6月7日に報告していただくことでよろしいですか。

管 理 部 長) そうですね。最終的な結果は後日報告させていただきます。

教 育 長) この工程表で、令和2年度の3月で伊勢幼稚園は閉園して、

年長に上がる子どもたちが西蔵認定こども園に行くのですね。
では、西蔵認定こども園が令和3年4月から開園したときに、
1号の3歳児・4歳児の募集はどうなるのでしょうか。

管理課長) 3歳、4歳の子も最初から西蔵認定こども園に入っていた
だくということで、定員を30人に設定し、募集させていただ
く予定としております。

教育長) わかりました。精道こども園の場合は、1号の3歳児は仮
設園舎のため募集をしなかったのですか。

管理部長) 場所がないため、募集を行いませんでした。

教育長) 場所がないという違いですね。

管理課長) そうです。新園舎になり、3歳児の受け入れも可能な状態
で開園しますので、最初から3歳児の募集を行います。

教育長) 西蔵は1号の子どもたちが、令和3年度の4月から3歳、
4歳、5歳といらっしゃいますね。5歳は伊勢幼稚園より上が
ってきた子ですが、3歳と4歳はさらに募集するということで
すね。

越野委員) 5歳の追加募集は行わないのですか。

管理課長) 定員の枠内で空きがあれば、随時募集するという形での募
集は十分に考えられます。

越野委員) 定員は30人ですか。

管理課長) 1号の定員としては、各年齢30人となります。

木村委員) 伊勢幼稚園の跡地には私立の認定こども園が建設予定です
が、ある程度めどが立っているのですか。立っていない場合は、
募集方法などのスケジュールはどのようになっているのですか。

管理課長) 具体的なスケジュールまでは決まっておりませんが、例えば

1号の子どもの定員を何人するかなどについては、事業者の事業提案の中で出された人数を、審査材料の1つとして選んでいきます。150人程度の規模だったと思いますが、ある一定の時期に逆算し、事業者の募集を進めていく形になると思います。

管理部長) おそらく令和2年度中の募集になると思います。

教育長) 西藏認定こども園でどの程度の応募があるかですね。

小石委員) 園児がどの程度入園されるかということですね。

教育長) 今年の10月に伊勢幼稚園の募集を行った際に、4歳児の子がどの程度入園するか興味があります。その次の年の3歳児の入園状況を参考にすると、伊勢幼稚園のあとの事業者もそのあたりのバランスを見ながら、定員を決めることができると思います。

木村委員) この工程表を見ると、私立認定こども園は令和4年4月からとなっておりますが、多少遅れてもスケジュール的に問題ないという把握でよろしいですか。

管理部長) あくまでも、1年で解体・新設ができるだろうという意味でのスケジュールとなっております。

管理課長) 実際は朝日ヶ丘幼稚園では、当初あり方でお示ししたときから、結局1年延ばしますという形にさせていただいたので、同じことがないとは限らないのですが、こちらは平たん地ですので、1年で可能という判断でスケジュールを立てています。

小石委員) 全部壊して、新たに建てかえるということですか。

管理課長) それも事業者の提案によるかと思いますが、基本的にはそういう形になると思います。

小石委員) 1年でできるのでしょうか。

